

IASB Update

2021年6月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されており正式に書面投票が行われる。

審議会は2021年6月22日から23日にリモートで会議を行った。

目次

作業計画の概要

- [審議会作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）](#)

リサーチ及び基準設定

- [持分法：IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における原則の識別（アジェンダ・ペーパー13）](#)
- [のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [IFRS 第17号とIFRS 第9号の適用開始—比較情報（アジェンダ・ペーパー2）](#)
- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）](#)

作業計画の概要

審議会作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）

審議会は2021年6月22日に会合し、[作業計画](#)についてのアップデートを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

次のステップ

審議会は作業計画についての次回のアップデートを2021年第3四半期に受ける。

リサーチ及び基準設定

持分法：IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における原則の識別（アジェンダ・ペーパー13）

関連情報

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去のIASB Update はこちら](#)

要約のポッドキャスト

[過去のIASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら](#)

審議会は2021年6月22日に会合し、持分法プロジェクトについての議論を継続した。審議会は次のことについて議論した。

- a. IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の基礎となるものとして識別された原則
- b. これらの基礎となる原則が適用されない状況において企業が持分法をどのように適用するのかを導くための追加的な原則の開発方法

審議会は何も決定を求められなかった。

次のステップ

今後の会議で、審議会は具体的な疑問に対応して基礎となる原則を適用する方法を検討する。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は2021年6月23日に会合し、のれんと減損のプロジェクトの目的及び範囲を再審議した。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 本プロジェクトの目的を、ディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」で記述したものから変えないままとする。その目的は、企業が合理的なコストで、当該企業が行う取得に関するより有用な情報を財務諸表利用者に提供できるかどうかを検討することである。
- b. 本プロジェクトの範囲について現段階では変更を行わない。

審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

審議会は、今後の会議でディスカッション・ペーパーにおける予備的見解の再審議を継続する。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は2021年6月23日に会合し、公開草案「全般的な表示及び開示」における経営者業績指標に関する提案のうちのいくつかを再審議した。

経営者業績指標の範囲（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は、比率の分子又は分母が経営者業績指標の定義を満たす場合には、当該分子又は分母を経営者業績指標についての要求事項の範囲に含めることを暫定的に決定した。13名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成した。

審議会はまた、経営者業績指標の範囲を次のものを含めるように拡大することは検討しないことも暫定的に決定した。

- a. 財務業績の計算書に表示される科目に基づく指標。13名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成した。
- b. キャッシュ・フロー計算書に基づく指標。13名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成した。
- c. 財政状態計算書に基づく指標。13名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成した。
- d. 比率。13名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成した。

次のステップ

審議会は、今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

維持管理及び一貫した適用

IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報（アジェンダ・ペーパー 2）

審議会は 2021 年 6 月 22 日に会合し、IFRS 第 17 号「保険契約」の狭い範囲の修正案について議論した。保険企業が IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号「金融商品」の適用開始時に表示する比較情報において生じる可能性のある、一時的な分類の相違に対処するための修正案である。

審議会は IFRS 第 17 号の狭い範囲の修正を提案することを暫定的に決定した。当該修正は、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に表示する比較対象期間において企業が分類の上書きを適用することを認めることになる。その選択的な分類の上書きは、次のようなものとなる。

- a. 保険契約負債に関連し、比較対象期間において IFRS 第 9 号が適用されていない金融資産に適用される。
- b. 企業がこれらの金融資産を比較対象期間において、これらの資産が IFRS 第 9 号の適用開始時にどのように分類されるのかについての合理的な予想に基づいて分類することを認める。
- c. IFRS 第 17 号について修正再表示されている比較対象期間（すなわち、移行日から IFRS 第 17 号の適用開始日まで）に適用される。
- d. 金融商品ごとに適用される。

13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成し、審議会が IFRS 第 17 号の修正案の書面投票のプロセスを開始するために適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠してきたと納得した旨を確認した。

審議会は、公開草案について 60 日のコメント期間を設定することを決定した。13 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。（2021 年 6 月 16 日に、デュー・プロセス監督委員会がコメント期間の短縮を承認した。）

IFRS 第 17 号の修正案に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。

次のステップ

審議会は IFRS 第 17 号の修正案を 2021 年 7 月に公表する予定である。

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー 12）

審議会は 2021 年 6 月 23 日に会合し、サプライヤー・ファイナンス契約、債務の流動又は非流動への分類及び 6 月の IFRS 解釈指針委員会（委員会）の会議で議論された 2 つの事項について検討した。

サプライヤー・ファイナンス契約：狭い範囲の基準設定を行うべきかどうか（アジェンダ・ペーパー 12A）

審議会は、サプライヤー・ファイナンス契約（リバース・ファクタリング及び類似した契約など）に関連した投資者の情報ニーズに関して、投資者及びアナリスト、委員会及び他の利害関係者から聞いた内容について議論した。

狭い範囲の基準設定を行うべきかどうか

審議会は、これらの投資者の情報ニーズを満たすために、狭い範囲の基準設定プロジェクトを作業計画に追加することを暫定的に決定した。

出席した 12 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

開示の範囲、目的及び要求事項

審議会は、本プロジェクトはサプライヤー・ファイナンス契約についての開示要求を開発するが、そうした契約の範囲は超えないことを暫定的に決定した（すなわち、本プロジェクトは、企業が顧客からの債権又は棚卸資産のいずれかを資金化するために行う契約についての要求事項は開発しない）。

審議会は、詳細な定義を提案せずに、本プロジェクトの範囲に含めるべき契約の種類を説明することを暫定的に決定した。

審議会は、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」に次のことを追加する修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 全体的な開示目的：サプライヤー・ファイナンス契約から生じるキャッシュ・フローの性質、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解するのに役立つこと
- b. 具体的な開示目的：
 - i. サプライヤー・ファイナンス契約が企業の財政状態及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が決定するのに役立つ定量的情報を提供すること
 - ii. サプライヤー・ファイナンス契約から生じるリスクを財務諸表利用者が理解するのに役立つための定性的情報を提供すること

審議会は、提案している開示目的を満たすために、次のことを開示するよう企業に要求する提案をすることを暫定的に決定した。

- a. サプライヤー・ファイナンス契約の主要な契約条件
- b. 報告期間の期首及び期末における次の事項
 - i. 当該契約の一部である債務の総額
 - ii. 上記(i)に基づいて開示する債務のうちサプライヤーがファイナンス提供者からすでに支払を受けているものの総額
 - iii. 上記(i)に基づいて開示する債務の支払条件の範囲（期間で表示）
 - iv. 当該契約の一部を構成しない営業債務の支払条件の範囲（期間で表示）

審議会は、サプライヤー・ファイナンス契約を IFRS 第 7 号「金融商品：開示」における流動性リスクの開示要求の中に例示として追加する提案をすることを暫定的に決定した。

出席した 12 名の審議会メンバーのうち 11 名がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

今後の会議で、審議会は修正案に関する経過措置について、適用されるデュー・プロセスの手順への審議会の準拠とともに議論する。

特約条項付の債務の流動又は非流動への分類 (IAS 第 1 号) (アジェンダ・ペーパー12B-12C)

審議会は、暫定的なアジェンダ決定「特約条項付の債務の流動又は非流動への分類」における委員会の技術的な分析及び結論について議論した。暫定的なアジェンダ決定は、企業が「負債の流動又は非流動への分類」（2020 年修正）に含まれている IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正を特定の事実パターンにどのように適用するのかを説明している。

審議会は次のことについても議論した。

- a. 2020 年修正を暫定的なアジェンダ決定に示されていた事実パターンに適用することの結果及び潜在的な影響に関しての、暫定的なアジェンダ決定に対するコメント提出者からのコメント
- b. コメント提出者から提供された新たな情報に対応して基準設定を行うべきかどうか

分類及び開示

審議会は、IAS 第 1 号を次のように修正することを暫定的に決定した。

- a. 決済を少なくとも 12 か月にわたり延期する権利が、企業が報告期間後に条件に準拠することを条件としている場合には、負債を流動又は非流動に分類する目的上、当該条件は決済を延期する権利が報告期間の末日（報告日）現在で存在しているかどうかに影響を与えない旨を定める。
- b. 条件の対象となっている非流動負債について、企業は次のことに関する情報を開示することを要求される。
 - i. 当該条件（例えば、企業が当該条件に準拠しなければならない条件の性質及び期限）
 - ii. 企業が報告日現在の状況に基づいて、当該条件に準拠することになるかどうか
 - iii. 当該条件の検証が契約上要求されている日までに企業が当該条件に準拠する見込みであるかどうか及びどのように準拠する見込みなのか

13 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

区分表示

審議会は、企業が財政状態計算書において「今後 12 か月間に条件の対象となる非流動負債」を区分して表示することを要求するように IAS 第 1 号を修正することを暫定的に決定した。この科目には、非流動に分類された負債のうち、決済を少なくとも 12 か月にわたり延期する権利が、企業が報告日後に条件に準拠することを条件としているものが含まれる。

13 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

追加的な明確化

審議会は、次のいずれかにより、関連する負債が 12 か月以内に支払を要することとなる可能性がある場合には、企業は報告日において決済を延期する権利を有していない旨を明確化するように IAS 第 1 号を修正することを暫定的に決定した。

- a. 相手方又は第三者の裁量で（例えば、借入金が貸手によっていつでも理由なしに返済請求可能である場合）
- b. 不確実な将来事象が発生し（又は発生せず）、当該事象の発生（又は不発生）が企業の将来の行動の影響を受けない場合（例えば、当該負債が金融保証又は保険契約負債である場合）

13 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

2020 年修正の発効日の延期

審議会は、2020 年修正の発効日を 2024 年 1 月 1 日以降に延期するように IAS 第 1 号を修正することを暫定的に決定した。

13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

今後の会議で、審議会は修正案に関する経過措置について、適用されるデュー・プロセスの手順への審議会の準拠とともに議論する。

棚卸資産の販売に要するコスト（IAS 第 2 号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー 12D）

審議会は、アジェンダ決定「棚卸資産の販売に要するコスト」（IAS 第 2 号「棚卸資産」）に反対する審議会メンバーがいるかどうかを議論した。

アジェンダ決定に反対した審議会メンバーはいなかった。

次のステップ

当該アジェンダ決定は、2021 年 6 月に [2021 年 6 月の IFRIC Update](#) への補遺において公表される（[日本語訳](#)）。

企業がもはや継続企業ではない場合の財務諸表の作成（IAS 第 10 号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12E）

審議会は、アジェンダ決定「企業がもはや継続企業ではない場合の財務諸表の作成」（IAS 第 10 号「後発事象」）に反対する審議会メンバーがいるかどうかを議論した。

アジェンダ決定に反対した審議会メンバーはいなかった。

次のステップ

当該アジェンダ決定は、2021 年 6 月に [2021 年 6 月の IFRIC Update](#) への補遺において公表される（[日本語訳](#)）。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675